

光市医師会報

平成17年4月号

No.372



光市医師会

<http://www.yamaguchi.med.or.jp/users/hikarishi/isikaihp/hikari.htm>

巻頭言

故郷

光市立大和総合病院 産科婦人科 猪口博臣

私が大和総合病院（正確には当時は町立大和病院）に来てから、13年近くになります。前の病院時代（宇部興産中央病院）に、そろそろ家を建てたいと考え、住宅メーカーを決め宇部周辺の土地を物色していた時に転勤の話がありました。人事担当の先生から、「宇部にはあまり長く留まれないよ、大和なら少なくとも5年はある」と言われ、なるべく長くマイホームに住みたいと思い、転勤を決心しました。それからは、何回か光市や大和町に足を運び、土地を探しました。結局千坊台に手頃な土地を見つけ、ちょうど転勤する直前に家が建ちました。入居した時にはまだ外装が出来ておらず、駐車場から玄関先まで足場の板を渡っていたのを覚えています。入居当時、家を建てた千坊台3丁目にはまだ数軒しか家がなく、ほとんど空き地でした。そのため見晴らしもよく、子供たちもそこらじゅう走り回って遊んでいました。

当時、妻と小学2年と1年の娘、1歳の息子の5人で新しい生活が始まりました。全く知り合いのいない場所で、最初は少し不安でしたが、子供がスポーツ少年団（バレーボール）に入ったおかげで地元の方と付き合い合うことが出来る様になりました。室積はまだ田舎の良さが残っている土地で、皆さんが明るく元気です。そして気兼ねなく付き合い合ってくれます。家族ぐるみで親しくなった方たちもでき、今ではホームパーティーをしたり、夏には室積海岸でのバーベキューで盛り上がりたりして楽しんでいます。酒屋さんやガソリンスタンド、集金のおばさん達ともお馴染みになり世間話に花が咲きます。スーパーに買い物に行っても、挨拶をする人が増えました。

今では、娘達は高校を卒業し家を出ています。息子も中学2年生になりました。考えてみれば、子育てという、人生の中で最も楽しい時間を、光で過ごしたことになると思います。家族の共有する思い出も、この家にいっぱい詰まっています。私にとって故郷は、両親と過ごした田舎（福岡の三池炭鉱の近く）です。そこは、曾祖父の頃ぐらいからその土地に住み3世代が同居する家でした。そこに帰ると、私にとって昔懐かしい風景が感触とともに蘇ってきます。それと同じように子供たちにとっては、この土地が思い出深い故郷になるのでしょうか。

田舎の病院だった大和病院も、職員全員の努力で県内で2番目に病院機能評価機構の認定を受け、昨年には再認定を受けられるほど良質の病院になりました。隔世の感があります。私も病院の医師の中では3番目の古株となりました。私は勤務医ですので、またいつ転勤になるかわかりません。できれば、すこしでも長くこの土地に住みたいと思っています。そして子供たちが「田舎のおじいちゃん、おばあちゃんに会いに行こう。」といて、この家に帰ってくるのを楽しみにしています。



先月の医師会長

3月 1日(火)	平生看護専門学校講義
3月 2日(水)	健康増進課面会(予防接種他)
3月 3日(木)	三井小、学校保健委員会 光市3師会理事会 産業医(光社協)講義
3月 4日(金)	光市消防長面会
3月 8日(火)	平生看護専門学校講義 光市医師会理事会
3月14日(月)	介護認定審査会 (アイパーク)
3月17日(木)	山口県介護認定平準化研修 (山口県総合保健会館)
3月18日(金)	周南地域医療連携運営委員会等 (周南 敦煌)
3月20日(日)	日本循環器学会 (横浜)
3月23日(水)	光市医師会月例会 兼 第5回介護保険研究会 (商工会館)
3月24日(木)	光市学校保健委員会理事会 (教育委員会)
3月28日(月)	介護認定審査会 (アイパーク)
3月29日(火)	光市三師会総会 (松原屋)
3月30日(水)	介護保険講演会 (徳山医師会病院)
3月31日(木)	山口県内科医会役員会 (山口県医師会 6階)
※検案 3件	

3月の医師会活動

- | | |
|--------------------------|-----------|
| I. 8(火) 定例理事会 | (医師会事務所) |
| II. 23(水) 月例会・第5回介護保険研究会 | (光商工会館二階) |
| III. 29(火) 光市三師会総会・懇親 | (ホテル松原屋) |

I. 定例理事会

日時:平成17年3月 8日(火)午後7時30分～

場所:光市医師会事務局

議題:

I. 報告事項

- | | |
|--------------------------------|----------|
| 1. 周南地域医療対策協議会(2/10) | (代理清水敏昭) |
| 2. 山口県医師会産業医研修会 自賠責保険研修会(2/12) | (兼清理事) |
| 3. 郡市医師会長会議等(2/17) | (河村会長) |
| 4. 光市国民保険運営協議会(2/17) | (兼情理事) |
| 5. 個人情報保護法 平成17年4月1日施行に当たって | (佃理事) |
| 6. 第1回周南地域救急医療対策協議会(2/10) | (河村会長) |
| 7. 平成17年度 光市予防接種関係 医師会との協議 | (平岡理事) |

II. 協議・承認事項

- 救急隊のAED講習について 竹中、大原、丸岩
- 光市三師会総会 3月29日
- 光市医師会定時総会 5月19日5時より予定

資料① 1. 平成16年度周南地域医療対策協議会

日時:平成17年2月10日(木)午後1時30分～4時

場所:山口県周南総合庁舎 会議室

- 市町村合併に伴う医療圏の変更等について(資料1) :光市と大和町の合併により、以前は柳井圏だった大和病院が周南圏になった。徳山病院の開設者が「樹とくやま」から「医療法人豊愛会」に変更になった。
- 山口県医療安全支援センターの相談状況について(資料2)
相談は県庁で医師または看護師が面談して行っている。
相談はあくまで中立的な立場で、患者さんと医師の橋渡しをするというスタンスで行っているとのこと。
- 大規模災害時における体制について(資料3) :スライドで説明があった。

アンケート内容:

- ◆診察可能救急患者は、18病院で計460名受け入れ可能。透析患者は4病院66床受け入れ可能。
- ◆自家発電について:18病院であるが全館電力供給可能なのは3病院。供給時間は5～480hr(15病院が24hr以内)
- ◆飲料水:0時間4病院、～12時間9病院、～24時間7病院、25時間～2病院
- ◆備蓄状況:医薬品…2病院が備蓄、食料…10病院で備蓄、14病院が在庫のみ、日用品…在庫のみ
- ◆通常電話以外の連絡方法:災害優先電話を使う
- ◆マニュアルの作成の有無:11病院で使っていない

◆16年度の台風による停電の有無:0~3日停電、停電するとエレベーターが止まるので配膳が大変だったとのこと。

◆災害拠点病院:基幹災害拠点病院・・・山口県立中央病院、災害拠点病院・・・徳山中央病院

井上院長先生の話:徳山中央病院は台風で停電のとき804kwしか電力がなかった(160kwは必要)。

新館は建て替えたが残りを建て替えるのに(自前で)あと10年はかかるだろう。

☆ 結論:病院の特性を考え、マニュアルの作成が必要、外部からの支援が受けられるまで自立できる体制を!

4. 小児救急医療体制の運営状況について(資料4):内田先生から資料4のスライドを用いて説明があった。
夜間・休日の小児科医不足が問題→マンパワー不足のため広域化、集約化するしかない→徳山中央病院にMCU開設(平成9年4月)→休日夜間診療所への小児科医の出務→地域の小児科医全員で小児の一次救急を担う徳山、下松、光の15名の小児科医+日曜祭日は広島大の小児科医2次、入院の必要な場合はすべて徳山中央病院が受け入れる→☆将来的には徳山中央病院に「周南地域こども急患センター」を併設することが望まれる
5. その他
県議会で救急車と病院の連絡についての質問あり。(ホットラインはあるのか)
周南地区の8救急病院ではすべて「(代)電話」で対応しており、うまく運営されている。従って、「ホットライン」を特別に置く必要はない。
(文責 清水敏昭)

資料② 2. 山口県医師会産業医研修会 自賠責保険研修会

日時:平成17年2月12日(土)午後3時~午後4時40分

場所:山口県総合保健会館 2F第1研修室

対象:自賠責医療を担当する医師および産業医、産業医を希望する医師受講料 無料

特別講演 15:00~16:00

重症外傷患者に対する診断と治療

山口大学医学部附属病院高度救命救急センター長 前川剛志 教授

講演 16:00~16:40

自賠責保険(共済)損害調査のしくみ

損害保険料率算出機構山口自賠責損害調査事務所長 清原 勇 先生

【取得できる単位】

日本医師会認定産業医制度(申請中)

基礎研修 後期1単位 生涯研修 専門1単位

日本医師会生涯教育制度 5単位

資料③ 3. 郡市医師会長会議

日時:平成17年2月17日(木)

場所:山口県医師会館

1. 都道府県医師会長協議会報告(藤原会長)
異常死についての医師会の対応(山口県)
2. 個別指導結果報告
3. ドクターバンク状況 医師求人16名 休職1名
4. 市町村合併に伴う医師会合併の手引き
5. 個人情報保護法について
6. がん登録の推進について
7. 薬事法改正に伴うコンタクトレンズ販売許可について
8. 新年度医師会事業について
9. 都市医師会からの質問 混合診療について(下松)
10. 県医学会総会 6月19日(日)宇部

資料④ 3. 平成16年度第2回医師国民健康保険組合通常組合会

日時:平成17年2月17日(木)15:00~

場所:山口県医師会館 6F

1. 保険料の変更

甲種15,500 → 20,500

乙種 8,500 → 11,500

家族 7,500 →10,500

2. 平成17年慶事業計画

3. 平成17年度歳入歳出予算

1,144,529

資料⑤ 3. 平成16年度第2回山口県医師互助会支部長会

1. 平成17年度山口県医師互助会事業計画について(年会費 3万円)

4 2. 平成17年産山口県医師互助会予井について 7840万8千 災害見舞金、弔慰金、傷病見舞金

資料⑥ 4. 光市国民保険運営協議会

日時:平成17年2月17日(木)

1 平成17年度光市国民健康保険事業運営方針

(1) 執務体制の確立

国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、迅速かつ正確な事務処理体制の強化に努力するとともに、各種研修会等への積極的な参加により職員の資質向上を図り、被保険者の福祉向上に努力する。

(2) 被保険者の資格適用及び保険給付の適正化

ア 被保険者の適用については、市民に早期届出の励行の周知徹底を図るとともに、関係各課との連携のもとに、その資格の適用の適正化に努める。

8月を準用の適正化月間とし、擬制世帯の被保険者については生計維持関係や収入状況等を調査し、被用者保険の被扶養者に該当すると思われる被保険者には通知指導を行い適用の適正化を図る。

イ 保険給付の適正化については、毎月きめこまかなレセプト点検及び縦覧点検を行うとともに、被保険者の資格点検、給付発生原因の点検を積極的に実施する。

ウ 交通事故等第三者行為に係る給付については、被害状況の届出、レセプトの点検、保険医療機関等への照会により早期に実情を把握し、被保険者の安易な、あるいは不本意な示談による損害賠償請求権の放棄が、本人及び保険者に重大な不利益をもたらすことのないように求償事務を効率的に行う。

(3) 国民健康保険税の賦課

ア 国民健康保険税は、国庫支出金とともに国民健康保険事業における基本的収入であり、国保財政の安定化のために医療費等の動向に対応した額が適正に課税されなければならない。

平成17年度の予算編成における歳出所要軽費のうち、最も大きな部分を占める療養給付費の推計においては、算定のもととなる被保険者1人当たりの費用額の伸びを、16年度決算見込み額に対し0.0%とした結果、保険者負担額ベースで一般被保険者分3.59%、退職被保険者等分14.51%、全体では8.85%の伸びが見込まれるところである。また、介護納付金においても、国から提示される介護保険第2号被保険者1人当たり負担額が8.48%引き上げられたこと等に伴い、16年度決算見込み額に対し21.44%の増加となっている。

こうした費用のおおむね2分の1相当額は国民健康保険税で賄うこととされており、現行税率では大幅な財源不足が生じること、また、17年度において旧光市、旧大和町の税率の統合を行うこととしていることから、見直しを行うものである。

<国民健康保険税率表>

○医療給付費分	現行	改正案	○介護納付金分	現行	改正案
世帯別平等割	22,700円(23,500円)	24,600円	世帯別平等割	4,100円(4,500円)	5,700円
被保険者均等割	26,700円(24,800円)	28,400円	被保険者均等割	6,100円(6,500円)	8,700円
所得割	7.9%(6.8%)	8.9%	所得割	1.2%(1.0%)	1.8%
資産割	17.2%(50.0%)	12.5%	資産割	0.7%(10.0%)	0.9%

※「現行」の()内の数値は旧大和町分。

イ 保険税の平準化については、平成17年度の税率改正においても適用するものである。

(4) 国民健康保険税の確保

ア 健全な国保財政を維持し納税義務者間の公平を保つため、賦課された保険税は確実に収納されなければならない。旧光市と旧大和町を合わせた保険税の現年課税分の収納率は、平成13年度94.07%、14年度94.18%、15年度94.23%と微増ながら上昇傾向にあるものの、15年度においては9,000万円余りの未収額が生じており、収納率向上対策を強化していく必要がある。このため、「夜間収納・相談窓口」の開設や、税務課職員の夜間徴収業務に対する管理職や関係職員の支援等収納強化対策を継続実施し、また、保険税の納期を現行の8期(9期)から10期に増やすことにより、口座振替推奨とともに、納付しやすい環境の整備に努めるものとする。

イ 「被保険者資格証明書」の発行については、平成13年度から国民健康保険法に基づき実施しているところであるが、この証明書は医療給付の制限等を伴うため、一定の要件を満たす滞納者には「短期被保険者証」を発行して納付相談の機会等を増やし納付促進を図ることにより、証明書の発行を未然に防ぐよう努める。

ウ 被保険者証の定期更新(毎年9月)における配達記録郵便の導入は、旧光市において平成14年度から実施し、新市発足後は、旧大和町被保険者についても同様に実施したところであり、今後も継続することとしているが、納付指導を要する世帯については、窓口での更新を原則とし、納付相談の機会をできるかぎり増加させるよう努めていく。

(5) 広報活動の推進

事業の円滑な運営を維持するためには、国保制度の趣旨、内容について十分な理解と協力が必要であり、市広報への掲載、パンフレット等の配布に加え、旧光市において平成14年度から始まった「出前講座」を有効活用し一層の周知を図る。

(6) 保健事業の推進

被保険者の健康維持増進に寄与するため、保健師と密接な連携を保ちながら、病気の早期発見、早期治療等重症化防止効果等が認められる次の事業を実施することとした。

ア 人間ドック事業

イ はり及びきゅう施術費助成事業

ウ 「生活習慣病」の予防等を目的とした健康教室の開設

エ 無受診世帯に対する「健康優良家庭」表彰事業

オ 医療費通知事業:年6回、すべての診療月を対象とした医療費の総額を通知することにより、健康意識の高揚を図る。

カ 国保ヘルスアップ事業

国の助成事業の一つである「国保総合健康づくり事業」(助成年数5年)を平成17年度から実施することとし、さらに積極的な健康づくりを推進する。

平成12年度から、「総合データバンク事業」として、保健福祉施策の基礎資料に資するため、被保険者の健康情報等を総合的に管理することを目的としたシステムの構築(5カ年計画)を進めており、16年度に完了するもめであるが、このシステムによって得られるデータを有効活用し、「生活習慣病」予防による医療費抑制に主眼をおいた、新たな事業を展開するものである。

主な事業内容は、従来の「健康教室」に加え、「ウォーキング講習会」(専門家によるウォーキング実技指導)、「コスメティックセラビ」(引きこもり予防を目的とした化粧療法講習会)、「アドバイスレー」(食習慣改善を目的とした通信型相談指導)等である。

資料⑦ 5. 個人情報保護法 平成17年4月1日施行に当たって・・・月例会に別掲

日時:平成17年3月10日(木) 午後3時～5時

場所:山口県医師会館 6F

資料⑧ 6. 平成17年 第1回周南地域救急医療対策協議会

日時:平成17年2月10日(木) 午後2時

場所:周南市徳山保健センター

1. 平成15年度病院群輪番制状況

2. 平成15年度歳入歳出決算

①病院群輪番制運営事業 238,000

②小児救急医療対策事業 986,000 (時給810)

③平成17年度夜間輪番について

資料⑨ 7. 17年度 光市予防接種関係 医師会との協議

日時:平成17年3月2日

※予防接種関係

1. 予診票について(内容は、県内統一様式に基づいて作成)

2. 個人保護条例について

①既に配付している予診票への対応 (別紙参照)

a:必要事項を印刷した別紙を作成し、医師が説明後保護者に署名してもらう。予診票に貼付する。

b:必要事項を印刷したシールを作成する。来所時に、各医療機関でシールを予診票に貼付し、署名をもらう

c:医師が口頭で、保護者に説明し、署名をもらう。回収後、市でシールまたはゴム印を押す。(周南市からの情報)

②予診票提出に保護者の同意が得られない場合の対応

・保護者全員に予診票提出の同意が得られるよう、各医療機関で説明の徹底をお願いしたい。

*市は、対象者の健康管理に使用する以外予診票を活用することはない。(守秘義務厳守)

*市は、予防接種の記録が義務付けられており、予防接種を接種したかの確認が可能。

・予診票の提出がない場合、市としては支払いが難しい。(予防接種対象者としての確認が必要)

*定期予防接種実施要領には、市町村には予診票の管理、予防接種台帳の作成管理義務がある。(予防接種台帳には、接種者名、住所、予防接種種類、接種年月日、医師名、接種薬液、接種量の記載の義務付け)

⇒本人負担

3. 児童・生徒の予防接種について

・平成17年度より広域化となり、対象年齢と接種期間についての確認

	平成16年度	予防接種法による種対象年齢	望ましい時期
接種年齢	日本脳炎Ⅱ期 小学4年	9歳～13歳	9歳
	日本脳炎Ⅲ期 中学3年	14歳、15歳	14歳
	二種混合Ⅱ期 小学6年	11歳、12歳	11歳
接種期間	5月1日～翌3月31日		
予診票配付方法	毎年4月末に、学校から配付		

※確認事項

・対象年齢は、予防接種法に定められた年齢とする。

・接種期間を、3月までとせず、予防接種法に定められた年齢に達するまでとする(なるべく3月末日までの接種を勧奨したい)

・予診票は今まで通り、学校を通して、平成16年度と同様、小学4・6年、中学3年の児童生徒に対し、4月末に配付する。

4. BCG予防接種について

・平成17年4月1日から(結核予防法の改正) 対象年齢:生後6月未満まで 接種方法:直接BCG接種

5. 定期的予防接種の実施について(資料参照)

* コッホ現象事例報告書(P13、14、20)

6 * 予防接種後副反応報告書(P9、10、19、21)

II.

学術講演会・月例会・第5回介護保険研究会



「在宅医療 あれこれ」

河郷診療所 院長
河郷 忍 先生

日時:平成17年3月23日(水)19:30～

場所:光商工会館2階 大会議室

講師略歴

s53 関西医科大学卒業
関西医科大学第3内科入局
s57 開業

現在に至る



昭和57年から22年間、一人地域医療に取り組んでおられる河郷先生の情熱あふれる講演を拝聴しました。「床は抜け、ガラス戸は割れ、ガスも水道もなく、冷蔵庫も洗濯機もない・・・」部屋に住んでおられるお年寄りの往診依頼のお話、(施設や病院に入りたくない、悲惨な環境で暮らしている人達がいらっしゃる。独居老人の問題は深刻なのです)。また、多くの合併症を持ち、在宅で治療・介護を行っている脊髄損傷の患者さんのお話、寝たきり老人に多い耳垢のユニークなお話、地域ケアマネージャーさんとのお話、膵臓癌末期の患者さんの往診のお話、さらには、自作CD「往診バラショー」のお話、(作曲されたリピート山中さんのコンサートが今年10月30日の周南医学会午後の部で催されるそうです)などなど、話題は豊富でした。最後に患者さんにも披露されているという「手品ショー」を見せて戴きました。結構凝っていました。河村会長も参加され、みなさん楽しませていただきました。ますますの先生のご活躍をお祈りいたします。



III.

学術講演会・月例会



「医療機関に於ける医療情報の保護」

佃 理事

平成17年3月10日(木)午後3時-5時
山口県医師会第一会議室(6F)

医療機関における個人情報の保護

適用対象となる医療機関

- ・1000人以上の個人情報を取り扱う医療機関
- ・1000件を超えない医療機関は努力義務
- ・日本医師会「医師の職業倫理指針」により会員の倫理的義務
- ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人は別の法律や条例により適用除外

個人情報とは

氏名、生年月日、住所等で、個人を特定できる情報をいいます。どんなに詳しい情報でも、個人が特定できない情報は対象ではありません。また、6ヶ月未満で破棄する情報は開示・訂正・停止請求の対象ではありません。

第三者への提供

診療情報を診療以外の目的で使用する場合

警察・検察庁に対して

- 命状による場合は原則として個人情報保護法には抵触しない
但し、医師には一定の条件のもと押収を拒絶する権利がある(刑事訴訟法101条)
- 被害関係事項照会とは任意協力なので「警察への協力」と「患者さんの秘密保持」の優先を慎重に判断しなければならぬ
- 一 被害賠償請求に発展する可能性がある

裁判所に対して

- 文書提出命令
守秘義務を主張した後、本人の同意なく提出してもらえない
- 調査権限、文書送付権限、刑事裁判での照会
回答の内容、方法如何によっては後に、被害賠償請求を受ける可能性がある
- 教示の採り取りにおける照会
守秘義務の対象である場合には回答可否が可能

保険会社に対して

- 保険会社に患者の診療情報を提供する場合に、患者本人の同意が絶対に不可欠
- 保険会社が患者の同意書や委任状を持参した場合にも、それらの書面を確認するだけでは不十分でなく、患者本人が情報提供の内容や範囲を正確に理解した上で同意していることを確認する必要がある

家族・親族に対して

- 家族、親族といえども患者本人とは別個の存在であるという前提で対応すべき
- 患者本人の意向に応じた対応をとることが要求される
- 本人と同時に説明する場合には、了解があったものとする
- 院内掲示において「ご家族等への病状説明」を示している場合は、通常必要な範囲であれば、患者の同意があったものと考えられる

行政機関、監督官庁に対して

- 法令に基づく報告、届出義務が課されている場合には提供できる
- 例) 感染症の患者を診察した場合の都道府県知事等への届出
- 配属者からの暴力により負傷した者を発見した場合の警察への通報
- 行政の立ち入り検査における対応

第三者提供の例外


1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意が困難であるとき
3. 公益増進の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある場合

学会、研究会、学術雑誌への報告

- 一般の人が特定の個人を識別できない程度に匿名化すれば個人情報にあたらない
- 可能な限り同意を得ることが望ましい
- 学術研究機関が学術研究のために個人情報を利用する場合には、義務規定は適用されない(法49条1項)

診療情報の提供

医療分野においては、すでに「診療情報の提供に関する指針」が定められており、これにインフォームドコンセントの概念を讀み、医療従事者が診療情報を積極的に提供することにより、医療従事者と患者とのよりよい関係を構築することを目的としており、この目的のために診療情報を開示する場合は上記指針の内容に従うものとする



個人情報保護法と診療情報提供指針

個人情報保護法 個人情報の保護不利益 自分に關する情報をチェックするための開示請求 代理人による開示請求も可 死者の情報は対象外	診療情報提供指針 医師と患者の信頼関係構築 医療と医療に対する理解を深めるための開示請求 本人及び親族による開示請求が原則 遺族への情報提供も規定
---	--

遺族への診療情報の提供

- 死者の情報は個人情報保護法による開示の対象にならない
- 遺族に対する診療情報の提供は「診療情報の提供に関する指針」に従って行うものとする
- 診療情報提供指針では代理人の開示請求権はない

個人情報保護法に対して医療機関が取り組むべきこと

平成17年3月31日までにすべき事

- 院内規則の制定、配布の規則を一読し、修正すべきところは独自で行い、従業員に周知徹底して頂きたい。
- 従業員同意書 配布の書類を使って契約をして頂く。
- 院内ポスターの掲示 配布済み
- 委託先の確認書 配布の書類。
- コンピューターのID・パスワード

それ以外にすべきこと

- 診療情報の開示・訂正 手続きなどの整備
- 苦情処理受付 窓口機能

個人情報の開示を請求されたら

- 請求の目的は聞かない。
- 日医の診療情報提供の指針で「何かお聞きしたいことがありますか?」と、インフォームドコンセント(IG)で先ずは説明すべき。なるべくここでとどめる努力をすること。
- それでも納得されない場合や、医療訴訟の準備などで第三者が求める場合、開示請求書を書いてもらう。

<p>学校医や産業界として対応について</p> <p>〔質問〕「学校や職場からの照会については、本人の同意を得ないと第三者提供はできない」とされているが、学校医、職場の産業界の場合にも、同じ対応になるのか？</p> <p>〔回答〕 健診データのように委託されたデータに関しては、本人の同意を得る必要はない。</p>	<p>診療録等を複製委託する場合の方法について</p> <p>〔質問〕 診療録やレントゲンフィルムの複製を業者に委託する場合の具体的な方法について、また管理者の死などで廃院した場合の、診療録等の保存・複製を保健所等の公的機関で行ってほしい。</p> <p>〔回答〕 連絡できる業者を選定すること、個人情報保護に関する権限者を取り交わすこと。 管理者の死亡等による廃院の場合には、診療録等は保管所が保管することになっている。</p>	<p>入院についての問い合わせ</p> <p>〔質問〕 見舞金が受付やナースステーションで入院の有無を問い合わせた場合の対応について</p> <p>〔回答〕 患者本人が知らせてほしくない并希望している場合には当然知らせることはできない。それ以外は問題ないと思える。入院時に対応について患者の希望を聞いておくのが良いと思われる。</p>
<p>交通事故診療について</p> <p>〔質問〕 損保会社が同意書を持参してきた場合、損保会社の要求に応じて問題はないか。</p> <p>〔回答〕 損保会社の要求している開示内容について、患者本人に説明した上で、どの程度情報を開示して良いか確認してから開示すべきである。また損保会社にそのように話して開示請求を断っても良い。</p>	<p>学校検尿について</p> <p>〔質問〕 学校検尿の結果を医師会で解析・造詣調査する場合の注意点について、本人・保護者の同意を得る必要があるか。</p> <p>〔回答〕 業務委託を受けた場合であれば問題はない。業務委託の際に交付する契約書の中に、そのことを盛り込んでいけば完璧である。</p>	<p>成人健診等における個人情報の利用</p> <p>〔質問〕 成人健診等については利用目的をどの程度公表・通知しておかかわらないか。</p> <p>〔回答〕 老健法にもとづく検診であれば、業務委託となるので、従来通り、検診結果を市町村に報告しても問題はない。また、学校検診の場合も同様と考えて良い。</p>
<p>電話による問い合わせ</p> <p>〔質問〕 電話で検査結果を知りたいと言われた時、答えて良いのか。</p> <p>〔回答〕 すべて相手の確認ができたという前提で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①本人からの電話の場合 ②父や母からの電話の場合 ③娘や子からの電話の場合 ④患者が未成年で親からの電話の場合 <p>親には代理権がある。しかし判断能力がある場合は、本人の同意が必要なおもある。</p>	<p>診察室での個人情報保護</p> <p>〔質問〕 喉科や耳鼻科の診察では、患者が医師の診察を受けているそばで、他の患者の検査や治療を行っている場合が多いが、どのような対策が必要か。</p> <p>〔回答〕 患者のプライバシーが守れるのであれば、通常の範囲で問題ないと思われる。</p>	<p>最後に</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 院内規則の制定 配布の規則を一読し、修正すべきところは独自で行い、従業員に周知徹底して頂きたい。 ● 従業員誓約書 配布の書類を使って契約をして頂く。 ● 院内ポスターの掲示 配布済み ● 委託先の確認書 配布の書類。 ● コンピューターのID・パスワード

IV. 平成15・16年度三師会通常総会 & 懇親会

平成17年3月29日(火)

場所:ホテル松原屋

1. 開会
2. 黙祷 物故者(医)福本寿雄先生 平成15年11月26日ご逝去
(薬)武谷邦雄先生 平成15年12月 4日ご逝去
(薬)野村康志先生 平成16年 8月31日ご逝去
(歯)宇治 澄先生 平成16年 4月 4日ご逝去
3. 会長挨拶
4. 議長選出及び開会宣言
5. 議案審議 (1)平成15・16年度事業報告
(2)平成15・16年度会計収支決算の承認を求める事項(監査報告)
(3)次期役員改選 薬剤師会会長石丸
(4)今後の三師会活動
(5)その他
6. 新会長挨拶
7. 閉会



懇親会



緑友会報告

緑友会コンペ成績表(平成17年3月20日)

	アウト	イン	Gross	HC	Net	順位
守田忠正	48	48	96	15	81	優勝
藤村 朴	44	50	94	10	84	準優勝
河崎要助	63	51	104	20	84	3位
横山 宏	48	46	94	10	84	4位
森本博士	46	44	90	5	85	5位
光武達夫	48	50	98	12	86	6位
諏訪高志	47	49	96	9	87	7位
斉藤良明	57	52	109	20	89	8位
海永泰男	45	56	101	8	93	9位
守友康則	60	47	107	14	93	BB
兼清照久	53	55	108	8	100	11位
守本正春						OS
兼清英則						OS
久保田肇						OS
正本敏雄						OS

・同ネットは高齢者の上位

ドラゴン: 正本、兼清(英) ドラタン 守本、兼清(照)
 ニアピン: 海永、横山、守本、兼清(照)
 ベスグロ: 森本

次回HC 守田 15→12

ホームページだより

規制改革・民間開放推進会議が3月下旬にとりまとめる追加答申の原案に、2005年度中に医師免許更新制度の導入と電子カルテの導入義務付けを盛り込みました。混合診療が一段落したので次の策を練っているようです。小生は電子カルテを導入していますが、やはり紙カルテは離せません。自作のパソコンに年間使用料十三万円のソフトを載せて、超格安で運用しています。しかし、業者任せではこうはいきませんね。一方的に医療側に負担を負わせ、何ら見返りのない要求は受け入れられないですね。以前、政府がIT化を進めている時に日医が便乗して「ORCA」を進めているのに変な臭いを感じておりましたが、「会員のための電子カルテ」になっていないように見えます。今後どのような進化を辿るのか見守るつもりです。政府のいうIT化とは、それに付随する経済効果を期待しているものであり、それ以上であってはならないようです。政府のかけ声は形だけのもので、NTTとともにネット環境の成長を妨げるものでしかありませんでした。真のIT化は情報の透明化であり、その効率的滲透で、ある意味政府を困惑させるものかも知れないのです。

山口県光市 佃医院
 佃 邦夫



連絡事項

受付		発送番号	通達文書名
月	日		
3	1	山県歯発421	「障害者のための口腔ケア講習会」の開催について（ご案内）
		事務連絡	インフルエンザ様疾患集団発生について
		事務連絡	「地区内科医会催行講演会に関して」について
	2	事務連絡	インフルエンザ様疾患集団発生について
	3	山医発737	医療法25条第1項の規定に基づく立入検査要綱の一部改正について
	7	山医発739	日医生涯教育協力講座セミナー「脳・心血管疾患講座」第1回の開催について
		周健10215-3	平成16年度3月分診療所立入検査の実施について
	9	山口県医師会	個人情報保護法への対応について（資料の送付）
10		山医発738	「日医標準レセプトソフト」常設展示について
		山医発750	小児慢性特定疾患治療研究事業に係る資料の送付について
		山医発733	平成16年度学校医等研修会の助成について
14		医務14-12	山口県救急医療情報システムの運用状況月報（平成17年2月）について
		日本医師会	日医医賠責特約保険〔平成17年7月加入手続要領（加入依頼書）〕の配布依頼について
	15	山医発756	「山口県医学会誌」第39号の配布について
24		山医発776	救急救命士の薬剤（エビネフリン）投薬の実施等について
		山医発775	健康教育テキスト「前立腺肥大症と前立腺ガン」の送付について
		山医発778	平成17年度日本医師会生涯教育制度について
26		山口県内科医会	第76回郡市内科医会会長会議の開催について
		山医発783	第150回定例代議員会の開催について
		山医発782	小児慢性特定疾患治療研究事業に係る資料の送付について
		山医発784	医療機関におけるグルタアルデヒドによる労働者の健康障害防止について
		山口県医師会	「予防接種ガイドライン」「予防接種と子どもの健康」の送付について
27		山医発787	平成17年度日本医師会費について
		山医発788	平成17年度広域予防接種の実施について
		山医発789	平成17年度母子保健事業委託名簿の送付について
30		日医発1293	厚生労働省作成の「医療・介護関係者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に関するQ&Aについて
		山医発799	個人情報漏えい保健について
31		山口県医師会	「有病者の歯科治療マニュアル」の送付について
		山医発799	個人情報漏えい保険について
		山医発795	ヒヤリ・ハット事例収集事業の実施について
		山医発791	平成17年度がん検診精密検査申出期間の送付について
		山医発790	麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について
		山医発798	第36回全国学校保健・学校医大会開催について
		医務10702	「臨床研修制度の運営について」の一部改正について



取寄録

3月休日当番医報告

	内科系	外科系
3/ 6(日)	62	43
13(金)	69	6
20(日)	72	8
21(月)	54	28
27(日)	40	6
計	297	91

あ と が き

個人情報保護法なるものが4月からスタートしました。個人の情報を勝手に利用してはいけない、なんてことは、所謂「道徳」であり、「人としての当然の行為」で、「常識」ではないのでしょうか。まずは悪用する人たちを取り締まり裁くことに専念すべきで、利用される側にツケを回してはいかがなものかと思いました。なんだか世の中、「弱者救済」とか言って、その実「悪者救済」をしているのではと勘ぐってしまいます。

河郷先生の人間味溢れる医療、その生活ぶりをお聞きして、「カンゾー先生」という映画を思い出しました。「開業医は足だ。片足折れなば片足にて走らん。両足折れなば手にて走らん。疲れても走れ、寝ても走れ、走りに走りて生涯を終わらん」映画の中の主人公、柄本明が言います。患者さんを信じて我々は医療を行いたいものです。患者さんを信じずに、医療せよと言われたら、疲れたら走れませんが、寝てしまいます。

発行所 光医師会
 TEL(0833) 72-2234
 発行日 平成17年 4月10日
 発行者 河村康明
 編集者 広報担当
 印刷所 光市光井一丁目15番20号
 中村印刷株式会社